

Embarcadero® RAD Studio XE3

Delphi® XE3

C++Builder® XE3

HTML5 Builder XE3

Embarcadero Prism™ XE3

## ソフトウェア使用許諾およびサポート契約書

**1. 範囲。**本ソフトウェア使用許諾およびサポート契約(以下「本契約」)は、お客様(個人または法人いずれの場合も含まれます(以下「お客様」))と 100 California Street, 12<sup>th</sup> Floor, San Francisco, California 94111 に本拠を構えるデラウェア州の会社である Embarcadero Technologies, Inc. およびその関連会社(以下「ライセンサ」)との間の法的契約書です。ライセンサのソフトウェアまたは文書(以下「本製品」)をダウンロードまたは開封することで、お客様は本契約の条項に同意したとみなされます。本契約の条項と注文書の間には矛盾がある場合は、本契約の条項が優先します。電子的な方法以外で引き渡す場合には、ライセンサの出荷地 FCA (インコタームズ 2010)で行うものとし、お客様がライセンサのソフトウェアを評価している場合には、下記第 22 条の規定のみが適用されます。

## 2 使用権。

**2.1 権利付与。**ライセンサは、購入時に本製品の注文書にお客様が記入されたお客様の送付先住所で特定される国(または欧州連合加盟国の場合には欧州連合)(以下「使用許諾国」)の中で、ソフトウェア プログラムの開発や内部システムおよびデータの管理だけを目的として、本製品をインストールする非独占的および譲渡不能な永久使用権(以下「使用権」)を、以下の方式でお客様に付与します。

(a) お客様がネットワーク指名ユーザー使用権または指名ユーザー使用権を購入された場合、お客様は所属組織の 1 名の担当者(以下「指名ユーザー」)を指名し、その指名ユーザーだけが使用することを条件として、使用許諾国の中の 1 台または複数台のコンピュータに本製品をインストールして使用させることができます。

(b) お客様が同時使用使用権を購入された場合、お客様は本製品を使用許諾国の中のネットワーク上にインストールし、本製品が地域内でのみアクセスおよび使用され

ることを条件として、お客様が購入された使用権で認められた数のユーザーに別個のコンピュータ上で同時に使用させることができます。「地域」とは本製品のアクセスおよび利用を許された地理的な領域を言います。地域での使用は、下記に定義する輸出規制の対象となります。地域は、3 つの地理的領域のいずれか、かつ唯一でなければなりません。3 つの地域とは、「南北アメリカ地域」、「欧州、中東、アフリカ (EMEA) 地域」、「アジア太平洋 (AsiaPac) 地域」であり、それぞれ以下のように定義します。

地理的な地域は以下のとおりです。

「南北アメリカ地域」。この地理的領域は、南北アメリカの境界内に限定する地域となります (ただしキューバを除きます)。

「欧州、中東、アフリカ (EMEA) 地域」。この地理的領域は、欧州、中東、アフリカの境界内に限定する地域であり、旧ソ連のすべての国々を含みます (ただし、シリア、イラン、スーダンを除きます)。

「アジア太平洋 (AsiaPac) 地域」。この地理的領域は、アジアおよびオーストラリア/太平洋地域の境界内に限定する地域となります (ただし北朝鮮を除きます)。

該当する法令により禁止されている場合以外に、購入時の注文書で特定されるものとは異なる国 (または欧州連合の場合には欧州連合外の国) へ本製品を移転することは禁止されており、移転した場合には使用権は無効になります。ユーザーが旅行中に使用許諾国または地域の外で本製品を一時的に使用することは、認められています。

お客様による本製品の使用が DBMS プラットフォームに限定される場合があります。使用権を取得された具体的なプラットフォームについては注文書を確認してください。本製品のエディションの中には AppWave や AppWave のアプリ機能を含むものがあります。これらの機能に追加で適用される制限が、それぞれに付属の追加条項に記載されている可能性があります。

## **2.2. コンパイルされたプログラムおよびその再配布可能ファイルに適用される一般条項。**

**2.2.1 再配布可能ファイル。**本製品には、付属印刷物またはオンラインドキュメントにライセンスから「再配布可能ファイル」として指定され、本製品を使って作成された著作物を使用するために必要となるファイル、ライブラリ、ソースコード (以下「再配布可能フ

ファイル)が含まれます。ライセンサは他のファイルを再配布可能ファイルと指定することがあります。再配布可能ファイルに関する追加情報については、製品に含まれる「readme」または「deploy」ファイルなどのドキュメントを参照してください。「readme」または「deploy」ファイルに別途指示されていない限り、再配布可能ファイルは、お客様の著作物の一部として、ソースではない実行形式でのみ配布することができます。本契約の条項に従うことを条件として、再配布可能ファイルを含まない、お客様自身のソースコードやコンパイルされたコードは自由に再配布できます。

**2.2.2 再配布可能ファイルの使用権。**第 2 条第 2 項第 3 号の制限を含む本契約の条項に従うことを条件として、ライセンサは、個人的、非独占的かつ譲渡不能な以下の権利をお客様に許諾します。(a) 再配布可能ファイルの正確なコピーを作成し、お客様の著作物を構成するコンポーネントとしてのみ、かつ著作物のエンド ユーザー（以下「エンド ユーザー」といいます）が、お客様の著作物を使用できるようにすることのみを目的として、再配布可能ファイルを配布すること。(b) お客様が所有するコンピュータもしくは、お客様が内部使用の目的で占有するコンピュータにおいて再配布可能ファイルは無修正でインストールおよび実行すること。(c) お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルに関する第 5 条の条項に従うことを条件に、お客様の著作物を構成するコンポーネントとしてのみ、かつ、そのようなエンド ユーザーの内部使用の目的でのみ、再配布可能ファイルは無修正でインストールおよび実行する、個人的、非独占的かつ譲渡不能な権利をお客様のエンド ユーザーにサブライセンスすること。前記にかかわらず、第 2 条第 2 項のすべての条項に従い、かつ、変更後の再配布可能ファイルが (i) お客様の著作物の一部であり、(ii) 再配布可能ファイルの名前が変更され、(iii) ソースではない実行形式の再配布可能ファイルだけが配布されることを条件として、お客様はソース形式でお客様に提供された再配布可能ファイルを変更することができます。この第 2 条第 2 項第 2 号のもとでお客様に付与される権利は、お客様が著作物をどのようにコンパイル、リンク、またはパッケージ化するかにかかわらず共同開発者を含む他者によって行使されてはなりません。この権利は、再配布可能ファイルについてのみ適用され、他のファイル、ライブラリ、ソースコード、コンポーネント、その他製品の派生物（二次的著作物）には適用されません。正式に取得され、適切に登録された本製品を使って作成されたお客様の著作物に関してのみ、この権利は行使できます。

**2.2.3 特定の制限。**お客様が著作物をどのように変更する場合も、またお客様が著作物をどのようにコンパイル、リンク、またはパッケージ化する場合も、以下の事項が適用されます。(a) お客様は、第 2 条第 2 項第 6 号の規定を除いて、お客様のエンドユーザーが再配布可能ファイルを変更したり、さらに再配布可能ファイルを配布することや、著作物以外のお客様のエンドユーザー自身が作成したプログラムで再配布可能ファイルを使用することを許可してはなりません。(b) お客様の著作物が本製品を使って開発されたことを表記する場合を除き、お客様が著作物を販売するにあたり、ライセンサの名前、ロゴまたは商標を使用してはなりません。(c) お客様が作成した著作物のすべてのコピーには、お客様自身またはそのライセンサの有効な著作権表示が含まれなければならない、再配布可能ファイルに含まれるライセンサの著作権、商標またはその他の知的財産権に関する記述を削除したり、改変してはなりません。(d) 再配布可能ファイルは、再配布可能ファイルの単なるセットやサブセットとしてでなく、本契約の条項に従って作成された、第一義的で重要な機能が追加された著作物とともにのみ配布できます。お客様は、再配布可能ファイルのいずれかの部分が除外ライセンスの対象となるように、または除外ライセンスの対象であると解釈もしくは主張できるように、再配布可能ファイルを変更または配布してはなりません。「除外ライセンス」とは、使用、変更または配布の条件として、(a) コードをソースコード形式で開示もしくは配布しなければならない、または (b) 変更する権利を他者に認めなければならないライセンスです。

**2.2.4 エンドユーザーとの関係。**第 2 条第 3 項以降に記載された例外を除き、本契約に関する第三受益者は存在しません。このため、ライセンサは本製品の直接の購入者に対する限定的な保証を除き、だれに対しても一切の保証をいたしません。お客様のエンドユーザー(または著作物の使用者や購入者のすべて)に対するサポート、サービス、アップグレード、技術的またはこれ以外の支援は(そこに含まれる再配布可能ファイルに関するものも含め)お客様だけが責任を負うものとし、お客様のエンドユーザーがサービスや支援をライセンサに求める権利はありません。お客様は、第三者がお客様の著作物を使用、調達、複製、配布することに起因または関連する、いかなるクレームや責任からも損害を受けないように、そのライセンサ、サプライヤ、それぞれの従業員、役員、取締役、関連会社を免責、防禦するものとします。

**2.2.5 サードパーティのソフトウェア。**本製品は、再配布可能ファイルも含め、サードパーティベンダーから提供されたソースコード、再配布可能ファイルまたはその他のファイル(以下「サードパーティ製品」)を含んでいる場合があります。サードパーティ製品の使用は、サードパーティベンダーから提供される使用条件に従わなければならない場合があるため、サードパーティが求める使用条件について、サードパーティ製品とともに提供されるオンラインドキュメントを参照してください(存在する場合)。これらのサードパーティベンダーの使用条件は、本契約に置き換わるものではなく、それに追加されるものとします。

**2.2.6 コンポーネント開発者に適用される規定。**この第 2 条第 2 項第 6 号のため、次の用語の意味を示します。

「コンポーネント」とは、製品を使ってお客様によって開発されたプログラムモジュールまたはオブジェクトのうち、他のユーザーによって他の開発環境を使って開発された他のプログラムモジュール/オブジェクトと相互運用する目的で設計されたものを指します。

「コンポーネント カスタマ」とは、次の目的でお客様からコンポーネントを調達する個人または法人を指します。(i) コンポーネントを別の開発環境を使って開発されたプログラム モジュール/オブジェクトに統合する。(ii) 統合した製品をエンド ユーザーに配布する。

「コンポーネント開発者」とは、製品を使用して、コンポーネント カスタマに配布するコンポーネントを開発する個人または法人を指します。

お客様がコンポーネント開発者の場合は、この第 2 条第 2 項第 6 号に準拠し、以下に列挙された条項を含む契約をお客様が各コンポーネント カスタマと結んだ後だけに、(i) 再配布可能ファイルのコピーをコンポーネント カスタマに配布し、(ii) 再配布可能ファイルのコピーをお客様のコンポーネントおよびコンポーネント カスタマの著作物とともにエンド ユーザーに配布する権利をコンポーネント カスタマに付与することができます。

**2.2.6.1 再配布可能ファイルの使用条件。**第 2 条第 2 項第 6 号第 2 号の制限を含む本条項に従うことを条件として、[コンポーネント開発者名を挿入]は、お客様に個

人的、非独占的、限定的、および譲渡不能な以下の権利を付与します。(a) 再配布可能ファイルの正確なコピーを作成し、そのコピーを[コンポーネント開発者名を挿入]から調達したコンポーネントを統合した著作物(以下「著作物」と組み合わせるのみ配布すること。ただし、著作物のエンド ユーザー(以下「エンド ユーザー」)が著作物をインストールして実行するために必要な場合に限り。)(b) 個人的な開発目的にのみ所有または所持するコンピュータに再配布可能ファイルを変更を加えずにインストールして実行すること。(c) さらに、著作物のコンポーネントとしてのみ、およびエンド ユーザーの個人的な使用を目的としてのみ、再配布可能ファイルを変更しないでインストールおよび実行するための個人的、非独占的、および譲渡不能な制限付き権利をエンド ユーザーに対して付与すること。以上の条項は、再配布可能ファイルに関する第 2 条第 2 項第 6 号第 4 号の制限にお客様のエンド ユーザーが従うことを条件に付与されます。

**2.2.6.2 特定の制限。**お客様が著作物をどのように変更する場合も、またお客様が著作物をどのようにコンパイル、リンク、またはパッケージ化する場合も、以下の事項が適用されます。(a) お客様は、お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルを変更したり、さらに再配布可能ファイルを配布することや、著作物以外のお客様のエンド ユーザー自身が作成したプログラムで再配布可能ファイルを使用することを許可してはなりません。(b) お客様の著作物が本製品を使って開発されたことを表記する場合を除き、お客様が著作物を販売するにあたり、ライセンサの名前、ロゴまたは商標を使用してはなりません。(c) お客様が作成した著作物のすべてのコピーには、お客様自身またはそのライセンサの有効な著作権表示が含まれなければならない。再配布可能ファイルに含まれるライセンサの著作権、商標またはその他の知的財産権に関する記述を削除したり、改変してはなりません。(d) 再配布可能ファイルは、再配布可能ファイルの単なるセットやサブセットとしてでなく、第一義的で重要な機能が追加された著作物とともにのみ配布できます。

**2.2.6.3 無保証。**ライセンサは、お客様を含むだれに対しても一切の保証をいたしません。お客様のエンド ユーザー(または著作物の使用者や購入者のすべて)に対するサポート、サービス、アップグレード、技術的またはこれ以外の支援は(そこに含まれる再配布可能ファイルに関するものも含め)お客様だけが責任を負うものとし、お客様のエンド ユーザーがサービスや支援をライセンサに求める権利はありません。お客様は、

第三者がおお客様の著作物を使用、調達、複製、配布することに起因または関連する、いかなるクレームや責任からも損害を受けないように、そのライセンサ、サプライヤ、それぞれの従業員、役員、取締役、関連会社を免責、防禦するものとします。

**2.2.6.4 制限事項。**お客様は、以下のことをしてはなりません。(a) 再配布可能ファイルの派生著作物の改変、改作、変更、変換、または作成。(b) 再配布可能ファイルの第三者に対するリース、賃貸、貸与。(c) 本条項で明示的に許可されている場合を除く、第三者に対する再配布可能ファイルまたは再配布可能ファイルのコンポーネントのライセンス、配布、その他の譲渡。(d) リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなど、再配布可能ファイルからソースコードを導き出そうとする行為。(e) 再配布可能ファイルに関するライセンサまたはサプライヤの機密保持表示または財産権表示（著作権表示および商標表示を含む）の削除、変更、または隠蔽。(f) 第三者に対して、タイム シェアリングなどによって再配布可能ファイルへのアクセスまたは使用を許可したり、サービス部の一部として再配布可能ファイルの使用を許可すること。または、これ以外に第三者の利益または使用のために再配布可能ファイルの操作を許可すること。あるいは (g) 本条項の下で明示的に許可された場合を除く再配布可能ファイルの複製または使用。また、お客様は、お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルに関して、上記の (a) から (e)、および (g) で禁止された行為を行うことを許可してはなりません。エンド ユーザーの再配布可能ファイルに対する権利は、こうした制限を満たすことを条件とします。この条項の制限は、お客様による、コンポーネントや再配布可能ファイルを含む再配布可能ファイルの全部または一部の使用に対して適用されません。

**2.2.7 制限事項。**お客様は、以下のことを行ってはならず、また、エンド ユーザーが行うのを許可してはなりません。(a) 再配布可能ファイルの改変、翻案、変更、翻訳もしくは派生物（二次的著作物）の作成、または、製品付属文書に規定されたもしくは Embarcadero の書面による許諾を受けたもの以外のソフトウェアと再配布可能ファイルとの結合。(b) 再配布可能ファイルの第三者へのリース、賃貸、貸し付け。(c) 本契約のもとで明示的に許諾されたものを除く、第三者への再配布可能ファイルもしくはそのコンポーネントの使用権の付与、配布、または譲渡。(d) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他再配布可能ファイルからソースコードを導き出そうとする行為。(e) 再配布可能ファイル中の Embarcadero またはサプライヤの（著作権や

商標の表示を含む) 秘密情報や知的財産権の表示を削除、改変、または覆い隠すこと。(f) 本契約のもとで明示的に許諾されたものを除く、再配布可能ファイルの複製や使用。エンド ユーザーの再配布可能ファイルに対する権利は、こうした制限を満たすことを条件とします。

**2.2.8 その他の権利。**本契約に記載している以外の再配布可能ファイルの使用、配布に対する対価と条件についてはライセンスに問い合わせてください。

**2.3 プログラム ノート。**以下の条項や条件(以下「プログラム情報」)は、本製品の特定のエディション、バージョン、コンポーネントに対するもので、第 2 条第 1 項および第 2 項の規定に追加されます。当該製品のプログラム情報が本契約の他の記載と矛盾する場合は、本プログラム情報に記載されたものが優先します。

#### **Starter エディションに適用される追加条項**

お客様が Starter エディションのライセンスを取得された場合には、以下の条項が適用されます。お客様は本製品を使用して、(i) お客様が直接または間接に料金を請求せず、ライセンス料金、サービス料金、開発料金、コンサルティング料金、サブスクリプション料金、サポート料金、ホスト設定料金などの報酬を受け取らないソフトウェア、および、(ii) お客様が請求する料金(ライセンス料金、サービス料金、開発料金、コンサルティング料金、サブスクリプション料金、サポート料金、ホスト設定料金など)が年間の累積で 1000 US ドルを超えないソフトウェアを、開発することができます。企業(営利か非営利かを問いません)がソフトウェアの使用権を付与する場合には、(i) 企業全体の収益が 1000 US ドルを超えてはならず、(ii) 配置する Starter エディション ライセンスの総数が 5 ライセンスを超えてはなりません。

#### **教育機関向けソフトウェア(アカデミックパック)に適用される追加条項**

お客様がアカデミックパックのライセンスを取得された場合には、以下の条項が適用されます。お客様は、指導者の付くコンピュータ プログラミング コースあるいはソフトウェア トレーニング コース(以下「各種コース」)に限定して教育を行う、あるいは受ける際に、本使用権の下で保証された権利を行使して、個人使用のみを目的に本製品を使用したり著作物を作成することができます。お客様は、著作物をソースコードまたはオブジェクトコードの形式で、各種コースの他の参加者に、教育およびトレーニング目



的の場合に限り、複製、配布、および使用することができます。お客様は、本製品および著作物を、お客様が教育関係者として各種コースを教える以外に、いかなる商用、業務用、政府または公共機関での使用を目的としても使用してはなりません。本契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、ライセンサが保持します。

## **Rad Studio、Delphi および C++Builder の Professional エディションおよび Professional Academic エディションに適用される追加条項**

お客様が RAD Studio、Delphi または C++Builder の Professional エディションまたは Professional Academic エディションの製品ライセンスを取得された場合には、以下の条項が適用されます。

本契約のすべての条項に従って、ライセンサは本製品のライセンス ユーザーであるお客様に対し、「dbExpress」として識別される本製品の一部を、実行形式に限り、著作物と同じマシン上にインストールされたローカルなデータベースへのアクセスを目的として使用する限定的な使用权を付与します。著作物がインストールされているマシン以外の異なるマシン上に置かれたデータベースと関連させて「dbExpress」として識別される本製品の一部を使用してはなりません。

### **Client/Server Pack**

Client/Server Pack を購入されている場合、RAD Studio、Delphi または C++Builder XE3 Professional エディション(以下「本製品」)のお客様は、「dbExpress」として識別される本製品の一部および dbExpress エンタープライズ データベース ドライバを、実行形式に限り、クライアント サーバー データベースへのアクセスを目的として配備することができます。Embarcadero が「Enterprise」として識別される本製品を引き渡す可能性はありますが、その場合でも、お客様に使用权が付与されるのは「Professional」エディションの機能と、クライアント/サーバー構成における「dbExpress」および Enterprise dbExpress データベース ドライバだけです。お客様は、引き渡された Enterprise 製品に含まれている n 層 DataSnap 機能を評価することができますが、DataSnap を配備または再配布することはできません。

### **スタイル**

本製品にはいくつかのグラフィカルな「スタイル」が含まれている場合があります。本製品に含まれているスタイルの一部は、ドキュメントに記載されているように、特定のプラットフォームやオペレーティング システムに配備されることを意図したものです。お客

様は、スタイルの使用が許諾されていないオペレーティング システムまたはプラットフォーム上にプラットフォームまたはオペレーティング システム固有のスタイルを配備することを許諾されていません。

### **InterBase Developer エディションおよび ToGo テスト運用に関する追加条項**

InterBase Developer エディションおよび ToGo テスト運用として識別される本製品の一部は、再配布可能ファイルではなく、開発およびテストの目的で使用する場合に限り使用権が付与されます。当該使用権は、本製品の一部としての InterBase を商用、事業用、政府または公共機関での使用、またはアプリケーション（後で定義します）の開発およびテストを除くその他いかなる目的での使用も許可するものではありません。InterBase を使用するアプリケーションを配布するには、Embarcadero から InterBase の配布権を別途取得する必要があります。

InterBase Developer エディション使用権において、お客様は、本項の制限に従い、InterBase Developer エディションを 1 台のコンピュータにインストールして実行することができます。開発者使用権は、サーバーと同じコンピュータで実行されているクライアント アプリケーションだけを使用した、開発目的の使用に制限されています。いかなる場合にも本稼動目的で使用することはできません。本項において、「開発目的」とは、InterBase Developer エディションまたはプログラムまたはシステムの操作またはパフォーマンスの評価を目的として、InterBase Developer エディションを単独または別のプログラムと組み合わせて実行することを意味します。また、「本稼動目的」とは、本製品を別のプログラムと組み合わせて実行した結果として、プログラムまたはシステムが直接的または間接的に営業活動に使用されるか、または企業の意志決定に使用されることを意味します。InterBase Developer エディションを開発者使用権の下で実行する場合は、付属文書または README ファイルに詳細が示されているように、同時使用ユーザー数、データベースへの同時接続数、および InterBase Developer エディションの実行期間に対する制限の対象になります。

開発者使用権を取得している場合、お客様は、クライアント ソフトウェアを含む InterBase Developer エディションを使用して、独自のアプリケーション（以下「アプリケーション」）を記述、コンパイル、および使用できます。ただし、このアプリケーションの配布および第三者をして配布させることを許可するには、以下に示す条件に従う必要があります。(a) お客様のアプリケーションが、InterBase と組み合わせて動作する製品であること。(b) アプリケーションまたは関連するお客様のソフトウェア製品を販売する場合は、ライセンスまたはそのライセンスまたはサプライヤの名前、ロゴ、または商標、あるいはライセンスまたはそのライセンスまたはサプライヤの製品 (InterBase を含む) の名前、ロゴ、または商標を使用しないこと。(c) アプリケーションまたは関連するお客

様のソフトウェア製品には、サインオン メッセージの一部として、ライセンサの著作権表示を記載すること。(d) お客様は、お客様のアプリケーションまたは関連するソフトウェア製品を記述、コンパイル、使用、または配布することによって生じたすべての請求や訴訟(弁護士費用を含む)において、ライセンサおよびそのライセンサおよびサプライヤを免責することに同意すること。(e) お客様のアプリケーションまたは関連するプログラムは、単に **InterBase** または **InterBase** に含まれる任意のライブラリまたはソースコードの全部または一部ではないこと。お客様は、ライセンサと使用契約を先に別途締結せずに、クライアント ソフトウェアを除く **InterBase** のどの部分もお客様のアプリケーションと共に配布することはできません。

お客様は、本製品またはプログラムまたはシステムの操作またはパフォーマンスの評価のためにのみ、**InterBase ToGo** テスト運用ソフトウェアを単独または別のプログラムと組み合わせて実行することを目的に、**InterBase ToGo** テスト運用使用権を使用することができます。本稼働を目的として使用してはなりません。本製品を **InterBase ToGo** テスト運用使用権の下で実行する場合は、付属文書または **README** ファイルに詳細が示されているように、本製品の実行期間に対する制限の対象になります。

**Embarcadero** は独自の判断により、期間を延長することができます。

### **サードパーティのソフトウェアと別途使用許諾されるコード**

本製品に含まれるコンポーネントが、サードパーティのソフトウェア プログラムやライブラリ(ただし別途使用許諾されるコードを除く)(以下「サードパーティのソフトウェア」)を使用または統合している場合があります。ライセンサの第三者たるライセンサまたはサプライヤが、本製品(サードパーティのソフトウェアを含む)中の知的財産権を保護し、その使用の一部を制限することを意図している本契約の規定の第三受益者であることに、お客様は同意するものとします。

**thirdpartylicense** ファイルに記載されたコンポーネントは、「別途使用許諾されるコード」とみなされます。

別途使用許諾されるコードは、**thirdpartylicense** ファイルに規定されている、または別途使用許諾されるコードと共に提供される、該当するサードパーティの使用契約の条項に従って、お客様に使用許諾されます。お客様は、かかるサードパーティの使用契約の条項に則って、別途使用許諾されるコードを使用するものとします。

ライセンサは、別途使用許諾されるコードについて、権原、非権利侵害性または抵触の保証などを含む明示的および暗黙的な保証および条件、ならびに商品性および特定目的適合性の暗黙的な保証および条件を、すべて否認します。

ライセンサは、別途使用許諾されるコードに起因または関連するいかなる申立てについても、お客様に対して責任を負わず、お客様が損害を受けないように防禦、免責することはありません。

別途使用許諾されるコードに関する、データの喪失、コスト削減の喪失および利益の喪失などを含む、直接的、間接的、付随的、特別、懲戒的、懲罰的または偶発的な損害について、ライセンサは責任を負いません。

**2.4 コマンドラインコンパイラ。**お客様は、コンピュータで無人のアプリケーション構築を行うことだけが目的である場合に、本製品をインストールしたコンピュータとは別のコンピュータにコマンドライン コンパイラをインストールできます。コマンドライン コンパイラは '再配布可能ファイル' とはみなされません。

**3. 契約期間。**本契約は、お客様が最初にアクセスした日に発効するものとします。

**4. 終了。**ライセンサは、次の場合に、追加の義務や責任を負うことなく本契約をただちに終了することができます。(a) 使用権に関して、お客様が以下に定める使用権の料金を支払わず、支払期限の最後の日から 30 日間を過ぎても滞納し続けている場合。(b) 支払不能の申立てがお客様によって、もしくはお客様に対してなされて 60 日間停止されなかった場合、お客様の業務のいずれかの部分に対して破産管財人が任命された場合、または債権者のために財産が譲渡された場合。(c) お客様が本契約に対する重大な違反をし、かかる違反についてライセンサから書面で通知された後 30 日の間に当該違反を是正しなかった場合。本契約の終了は、次のいずれにも影響を及ぼさないものとします。(i) 終了しておらず、そのためその条件により効力が存続している使用権によるいずれかの当事者の義務。(ii) 本契約に定める表明および保証の存続。使用権の終了後 60 日以内に、お客様は、使用権が終了した製品、関連文書およびそのコピーをライセンサに返却するものとします。お客様はライセンサに対して、本製品がインストールされたすべてのコンピュータから本製品のすべてのコピーが削除されたこと、および、返却しなかったコピーがすべて破棄されたことを、ただちに書面で通知するものとします。

**5. 権原および知的財産情報。**

**5.1 権原および著作権。**ライセンサは、お客様に本製品の使用权を付与し、本契約に基づく義務を遂行する完全な権利をライセンサが持つことを表明し、これを保証します。本製品に対してだれかによって、またはだれかのために行われた改変などを含む本製品の、権原、著作権、およびその他の工業所有権、知的財産権、販売権は、ライセンサまたは関連会社およびライセンサが所有するものであり、米国著作権法および適用可能な国際著作権条約によって保護されます。お客様は本製品の権原および所有権を主張しないことに同意するものとします。本契約で明示的に定められた場合を除き、お客様が本製品をコピーできるのはバックアップ目的またはアーカイブ目的のみであり、他の目的でコピーすることはできません。お客様は本製品のコピーの著作権または知的財産権の表示を削除または変更してはならず、お客様が作成したコピーには元のコピーに含まれている著作権、企業秘密、商標およびその他の知的財産権の表示を含めなければなりません。本契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、Embarcadero が保持します。

**5.2 制限事項。**お客様は、本製品にライセンサまたは関連会社ならびにライセンサの貴重な企業秘密が含まれていること、および、本契約がこの情報に関して両当事者の間に信頼関係を構築するものであることを認め、同意するものとします。該当する法令により、お客様は、以下の点に同意するものとします。(a) この制限にかかわらず該当する法令または条約によって明示的に認められた場合を除き、本製品のオブジェクトコードからソースコードを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で導き出そうとしないこと。(b) 第三者に本製品を販売、賃貸、リース、使用权の付与、展示、改変、タイムシェアリング、外部委託、または譲渡せず、本製品の使用を許可しないこと。(c) 内部使用の目的でのみ信頼の下に極秘で本製品を保持および使用し、同じ程度に重要な自身の情報に対するのと同等の、ただし、いかなる場合も妥当な程度の注意および保護により、お客様が本製品を使用することで知り得た本製品およびライセンサの機密情報を不正に使用、コピー、出版、配布させないようにすることで、企業秘密情報の機密性を保持すること。お客様は、ライセンサの書面による同意および適切な米国または外国の政府の許可または許可例外の両方がない場合には、本製品を輸出または再輸出してはなりません。ライセンサは、これらの制限事項について実際の違反または違反の恐れがある場合に、差止救済およびその他の有効な救済を請求する権利があるものとします。第三者によって提供され、本製品に組み込まれたファイル、プログラムまたはデータに対して、これ以外の制限事項

が適用される場合があります。詳細は本製品のインストール手順またはリリース ノートを参照してください。お客様は、お客様の従業員、コンサルタントまたは代理人がこれらの条項に違反したと気づいた場合には、直ちにライセンサに報告することに同意するものとします。

**6. サポートおよび保守(以下「サポート」)**。お客様は、年間サポート費用の一部として、以下に規定するサポート サービスを受ける権利があります。

**6.1 電子的サービス**。電子的サービスが利用できる範囲内において、お客様は、年中無休 24 時間受付のサポート サービスに無料で電子的にアクセスできます。かかる電子的サービスには次のようなものがあります(ただし、それに限定されるものではありません)。インシデントの提出、事例管理、および製品リリース。

**6.2 サポート**。サポートは、本契約のもとで使用許諾または販売されサポート費用が支払われた本製品にのみ適用されます。お客様またはサードパーティが本製品に対して行った翻案や改変にはサポートは適用されません。電子メールおよび電話によるサポート受付時間は、Embarcadero のサポート Web サイトで示すものとします。

サポートは以下のもので構成されます。

(a) お客様が本製品の問題を報告し支援を受けられるよう、地域向けの電話番号またはその他の電子的サポートを提供すること。ライセンサは、インシデントを分析して問題が存在するかを確認し、インシデントを解決するための指示や支援を行うものとします。

(b) ライセンサが独自の判断により本製品に施すアップデート、アップグレード、およびその他の変更(以下「リリース」)をすべて提供すること。これらの変更は、サポートに登録されている本製品の他の使用権取得者にも無償で提供されます。リリースの要求が受け付けられるのはサポート期間の間だけです。物理メディアが必要な場合には、追加の費用が発生します。

**6.3 サポートの終了**。お客様は、次回サポート契約応当日の少なくとも 30 日前までにライセンサに書面で通知することにより、サポート登録を解除することができます。お客様がサポート登録を更新しなかった、または終了した場合、サポート有効期限から 6 か月以内であれば、お客様の当時の復活規定に基づいて計算した、サポ

ートに登録していなかった期間の復活費用を支払うことで再登録が可能になります。さらに、お客様は翌年分の年間サポート料金を前払いしなければなりません。この復活日とその後のサポート契約応当日とみなされます。誤解を避けるために、サポート期限が切れて 6 か月が経過した後でサポートを復活することはできません。お客様は、書面によるライセンスの事前の承諾なしに本製品を改変しないことに同意するものとします。承諾なしに本製品を変更すると、保証期間およびお客様がサポートに登録しているその後の期間に、本契約第 6 条に準じて本製品のサポートを提供するというライセンスの義務が消滅します。ライセンスは、(i) 本製品の特定のバージョンが新しいリリースに置き換えられた場合にそのバージョンについて、および (ii) 特定の製品が製造中止になった場合に、任意の時点でサポート サービスの提供を中止できるものとします。

**6.4 サポート費用の変更。**ライセンスは、更新前の任意の時点で、本製品の公開された最新の表示価格およびサポート料金を変更できる権利を留保します。サポートに対するかかる変更は、現在のサポート期間が終了するまで発効しません。

**6.5 サービス、アップデート、製品の変更。**ライセンスは、本契約において、お客様に、いかなるインストール、トレーニングまたはその他のサービスも提供する義務はありません。これらのサービスは、(存在する場合)別途購入する必要があります。お客様がサポートを購入してライセンスが本製品の新しいリリース、エラーの修正、アップデート、アップグレード、その他の修正を施したものをお客様に提供した場合、あるいはお客様がアップグレードを別途購入した場合、かかる修正またはアップグレードは、別途使用契約に従って明示的に提供されない限り、本製品の一部とみなされ、本契約の条項に従うこととなります。お客様が本製品のアップグレード版を取得された場合(サポート経由かアップグレードを別途購入したかを問わず)、かかるアップグレードは、お客様がアップグレードされた本製品のコピーと併せて 1 つの製品を構成するものとします。つまり、お客様が本製品の 2 組のメディアまたは 2 つの使用許諾キーを持っていたとしても、お客様が持っている使用权は 1 つだけです。そのため、お客様が本製品のオリジナル コピーや使用許諾キーを他者や他のユーザーに譲渡することはできません。ライセンスは、本製品のリリースの停止や製造中止、本製品の将来のリリースにおける価格、特徴、仕様、性能、機能、使用条件、出荷日、発売日、その他の点に関する修正の権利をいかなる場合も保持します。お客様が製品の旧バージョンの使用

権を含むネットワーク指名アップグレード使用権または同時使用アップグレード使用権を取得された場合、お客様は、アップグレード済み使用権の製品バージョンもアップグレード使用権に含まれているなら、アップグレード使用権のインストール時にアップグレード済み使用権を無効化しなければなりません。

**7. 支払予定。**使用許諾料およびサポート費用の支払い期限は、ライセンサが書面で受け取った注文書に別途記載のない限り、取引金額を指定したライセンサの請求書をお客様が受領してから 30 日となります。費用はすべて返金不能です。ライセンサは、本使用許諾製品の初回注文時(以下「サポート契約応当日」)に初回のサポート費用の請求書をお客様に送付します。本使用許諾製品の各サポート契約応当日の 60 日前に、ライセンサは翌年のサポートに対する最新の費用の請求書をお客様に送付します。

**8. 制限付き保証および条件。**ライセンサは、60 日の期間、本製品を提供するメディアが、通常の使用状況において、材質上および製造上の欠陥がないことを保証します。ライセンサは、出荷日から 60 日の期間、製品付属文書に含まれる動作仕様の重要な点すべてで本製品が機能することも保証します。以下に定める補償の他に、この規定のもとでライセンサのすべての義務でありお客様の唯一の救済手段であるものは、ライセンサが商業上合理的な努力により相当の期限を定めて本保証および条件の対象となる欠陥を是正すること、または、ライセンサの選択により、欠陥のある製品を交換する、もしくは本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を払い戻すことです。ライセンサは、本製品の操作が中断なく行えること、エラーが発生しないことまたはソフトウェアの欠陥がすべて修正できることを保証しません。本保証および条件は、次の場合には適用されません。(a) 本製品が関連文書に従って使われなかった場合。(b) 正常に動作しないお客様の機器が原因で本製品の欠陥が生じた場合。(c) ライセンサにより書面で明示的に認められた以外の改変をお客様が本製品に対して行った場合。ライセンサの従業員、代理人、または代表者は、口頭での本製品の説明、保証、または条件によってライセンサを法的に拘束する権限を持ちません。本契約に明示的に含まれない書面による説明、保証、または条件は強制力を持たないものとします。

本保証および条件は他のすべての保証および条件に置き換わるものです。本契約とそこで使用許諾された製品に関して、商品性、特定目的適合性または非権利侵害性



などの保証や条件などを含めて、他の明示的または黙示的な保証または条件は存在しません。

**9. 限定責任。** 契約責任、(過失を含む) 不法行為責任、その他を問わず、本製品の設計、製造、販売、サポートまたは使用から生じる、何らかの原因による偶発的、間接的、付随的、懲戒的、特別または懲罰的な損害について、ライセンサもお客様も相手側に対して責任を負わないものとします。次の第 10 条に規定するものを除き、本製品を使用したことによる直接の損害に対してライセンサまたはお客様が負う責務は、いかなる場合にも、本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を超えることはありません。

**10. 侵害補償。** 以下に定める使用権の範囲内で使用した本製品について、特許権、著作権、商標、企業秘密または知的財産権の侵害を主張する、お客様に対する申立てを、ライセンサは自らの費用負担で擁護または解決します。ライセンサは、お客様に対して申し立てられた損害から生じる、合理的な弁護士費用を含むお客様の損失、出費または責務を補償します。この条項におけるライセンサの義務は、お客様が、侵害の申立て、訴訟または陳述について初めて通知を受けた後、ただちにライセンサに書面で通知すること、および、ライセンサが、お客様からの適切な支援を得て、その解決または和解のための訴訟の弁護およびすべての交渉を一任されることを条件とします。ライセンサは、書面によるライセンサの事前の同意なくしてお客様が被った費用や出費に対して責任を負わないものとします。侵害の陳述のためにお客様が本製品を使用できない差し止め命令が出された場合、または、ライセンサの考えで本製品が侵害の申立ての対象になりそうだと判断した場合には、ライセンサは自らの費用負担で以下のいずれかを行います。

- (a) お客様が本製品を使用し続ける権利を調達します。
- (b) 本製品を修正するか、互換性があり同等の機能を持つ、権利侵害のない製品に交換します。
- (c) (a) と (b) のいずれもが合理的に考えて実際的でないとライセンサが判断した場合には、本製品を削除し、本製品に対して支払った料金を製品の出荷日から 36 か月の期間で日割り計算した額をお客様に返金します。その後、第 4 条の条項に従って契約の終了を進めます。

申し立てられた侵害の原因が以下のいずれかに該当する場合、ライセンサは、本条に基づきいかなる義務も負いません。(i) ライセンサ以外が本製品に対して行った変更。(ii) ライセンサが提供したもの以外の製品と本製品を組み合わせたこと。(iii) お客様が使用できる状態であった新しいバージョンを使用していれば侵害を避けられたのにもかかわらず本製品の旧バージョンを使用したこと。

本第 10 条は、いかなる種類の知的財産権の侵害の場合においても、ライセンサのすべての義務であり、お客様の唯一の救済手段となります。

**11. 検査。**本契約を個人以外の団体(企業、組合、その他の組織等)として締結した場合、ライセンサは、自らの費用負担で、お客様が使用している本製品のコピーの数および本製品がインストールされている指定された CPU の数を監査することができます。かかる監査は、通常の業務時間内にお客様の施設内で実施し、お客様の企業活動を不当に妨げないものとします。お客様がライセンサに支払った料金が不足していることが監査により明らかになった場合には、不足分の料金が(監査終了時の表示価格に基づいて)お客様に請求されます。また、不足分の料金が支払い済みの料金の 5% を超える場合には、お客様は、実施した監査の合理的な費用をライセンサに支払うものとします。

**12. 譲渡。**本契約およびここに定めるお客様の権利、使用許諾または義務は、合併、企業買収、組織改変、外部委託、支配権の変更またはその他の状況に関して、お客様により第三者に譲渡または委譲することができません。かかる譲渡または委譲の主張はすべて無効であり、本契約の是正不能な違反となるため、本契約とそこでお客様に付与されたすべての権利および使用権は自動的に終了します。

**13. 米国政府の制限付き権利、輸出に関する法令の順守。**米国政府による使用、複製または開示は、FAR 第 52.227-14 Alt. III (g)(3) 条、FAR 第 52.227-19 条、DFARS 252.227-7014 (b) または DFARS 227.7202(随時改正される内容を含みます) に記載された制限事項に従います。契約人/製造者は、Embarcadero Technologies, Inc., 100 California Street, 12<sup>th</sup> Floor, San Francisco, CA 94111 です。契約通知はすべて、この住所に送付するものとします。お客様は、米国の法律および本製品を取得した地域の法律で認められた場合を除き、本製品をダウンロード、使用、譲渡、輸出または再輸出することができません。特に、以下に対して(ただし以下に限らず)本製品

がダウンロード、使用、輸出または再輸出されてはなりません。(a) その時点で米国の経済制裁下にある国(またはその国民もしくは居住者)(現在はキューバ、イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアを含みますがこれに限定されません)。(b) 核兵器、化学兵器または生物兵器、もしくはロケット システム、打上げ用宇宙ロケット、観測ロケットまたは無人航空機システムの設計、開発または製造に本製品を利用することを、お客様が認識しているかまたはそれとわかる正当な理由があるエンド ユーザー。(c) 米国財務省の特別指定国民リストまたは米国商務省の取引禁止業者リストもしくは企業リストに記載されている人または団体。本製品をダウンロードまたは使用することで、お客様は、お客様がかかるどの国にも位置しないこと、その支配下になく、その国民もしくは居住者でないこと、またはかかるリストに記載されていないことを表明し、保証するものとします。

**14. 分離可能性。**本契約のいずれかの規定が、現在または将来の法律において無効であるか執行不能であると判断される場合においても、その他の規定は有効に存続し、決して影響を受けず、損なわれず、取り消されないものとします。

**15. 通知。**いずれかの当事者への通知は、本契約で示された(またはその後改定された)住所に対して書面で行うこととし、受領時または料金元払配達証明付内容証明郵便で送付された場合には消印日の 24 時間後に有効とみなされます。

**16. 言及。**妥当な場合、お客様は、ライセンサがお客様の会社名をライセンサの顧客として社内および社外に刊行されるメディアで言及できることに同意するものとします。お客様に関してさらなる情報をライセンサが公開する場合には、事前にお客様の書面による承諾を要するものとします。

**17. 不可抗力。**いずれの当事者も、天災、地震、洪水、禁輸措置、暴動、妨害行為、停電や通信回線の障害、火災または労働争議など、その合理的な支配が及ばない事由により履行が遅延または阻止された限りにおいては、本契約の債務不履行とはならないものとします。不可抗力事由が生じた当事者は、事態を是正し影響を緩和するために商業上合理的な努力を払うものとします。

**18. 放棄。**一方の当事者が相手方当事者による本契約の契約違反を放棄しても、後の違反に関する権利を放棄することにはなりません。放棄当事者の正式代表者が署名した書面でなされたもの以外の放棄は無効です。

**19. 存続。**いかなる理由により本契約が満了または終了した場合においても、第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 7 ～ 10 条および第 13 ～ 20 条の規定は、それぞれの期間に従って存続するものとします。

**20. 完全合意。**お客様は、これが両当事者間の本契約の完全かつ唯一の声明であり、本契約の主題に関する口頭もしくは書面による以前のすべての提案および合意に優先することに同意するものとします。

**21. 準拠法。**本契約は、法の抵触に関する原則を問わず、カリフォルニア州法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約の条項は適用されないものとします。

**22. 評価使用权。**ライセンサは、本第 22 条の条項に従ってお客様がテストおよび評価しようとしている専売権付きソフトウェアおよび文書(以下「ソフトウェア」)の所有者および供給者です。ライセンサの書面による許可がない場合は 14 日を超えない期間(以下「評価期間」)の間、お客様自身による内部使用の評価(以下「評価」)目的でのみソフトウェアが提供され、お客様は本契約書によって、かかる評価のためにソフトウェアを操作および使用する、譲渡不能で非独占的な限定的権利を付与されます。評価期間は、お客様がソフトウェアをダウンロードまたは開封した日に開始します。評価期間が終了すると、お客様はソフトウェアの使用を中止し、システムからソフトウェアを削除するものとします。この要件は、他のものに組み込まれているかどうかにかかわらず、あらゆる種類のメディアおよびコンピュータ メモリの上の、あらゆる形式(部分的または完全)のソフトウェアのコピーに適用されます。お客様は、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、改変、翻訳または逆コンパイルを行ったり行わせたりしないことに同意するものとします。お客様は、ソフトウェアをコピーしたり、派生ソフトウェアを作成または開発してはなりません。お客様は、本第 22 条のもとで実施したソフトウェアの評価テストの結果またはその他の実行結果を、そのたびに書面によるライセンサの事前の同意を得ないまま、第三者に公開してはなりません。

この評価のために提供されるソフトウェアは「現状有姿」で引き渡されるものであり、ライセンサは、商品性および特定目的適合性の保証を含め、いかなる種類のいかなる保証も明確に否認します。ライセンサは、本製品が中断なく動作することまたはエラーが発生しないことを保証しません。

本契約の第 5 条、第 9 条、第 11 条 ~ 第 15 条、第 17 条 ~ 第 21 条は、この参照により本第 22 条のもとで付与される評価使用権に加えられるものとみなします。

**23. 危険を伴う使用。**本製品は、原子力施設や、航空管制/ナビゲーションシステム、兵器コントロールシステム、生命維持システムまたはシステムの動作不良が死傷または環境破壊、大量殺戮を招くような耐故障性能を要求するアプリケーションに関連して使用すること意図して開発されておらず、お客様は当該用途に本製品を使用しまたは第三者をして使用させてはなりません。本製品を当該用途に使用した結果生じるいかなる出費、損失、傷害または損害に対して、Embarcadero はいかなる性格の責務も負担しておらず、すべてお客様のみの責任となることに、お客様は同意するものとします。

本製品に含まれている場合には以下が適用されます。

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

#### MICROSOFT DIRECTX END USER RUNTIME

本マイクロソフト ライセンス条項 (以下「本ライセンス条項」といいます)は、お客様と Microsoft Corporation (「以下「マイクロソフト」といいます)との契約を構成します。以下の条項を注意してお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本ライセンス条項は、以下の本ソフトウェアに関連するマイクロソフト製品に、別途固有のライセンス条項が付属していない場合には、これらの製品にも適用されるものとします。

- \* 更新プログラム
- \* 追加物
- \* インターネットベースのサービス
- \* サポート サービス

なお、これらの製品に別途固有のライセンス条項が付属している場合には、当該ライセンス条項が適用されるものとします。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には以下が許諾されます。

1. インストールおよび使用に関する権利。お客様はソフトウェアの任意の数の複製をデバイス。
2. ライセンスの適用範囲。本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により本ライセンス条項を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。以下の行為は一切禁止されています。
  - \* 本ソフトウェアの技術的な制限を回避する方法で利用すること
  - \* 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること
  - \* 本ライセンス条項で規定された以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること
  - \* 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
  - \* 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること
  - \* 本ソフトウェアまたは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること
  - \* 本ソフトウェアを商用ホスティング サービスで使用する
3. バックアップ用複製。お客様は、本ソフトウェアのバックアップ用複製を 1 部作成することができます。お客様は、本ソフトウェアを再インストールするためにのみその複製を使用することができます。

4. ドキュメント。お客様の内部ネットワークを正規にアクセスできる方は、内部的な参照目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。

5. 輸出規制。本ソフトウェアはアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守することに同意されたものとします。詳細については [www.microsoft.com/japan/exporting](http://www.microsoft.com/japan/exporting) をご参照ください。

6. サポート サービス。本ソフトウェアは何ら保証のない現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されるため、サポート サービスは提供いたしません。

7. 完全な合意。本ライセンス条項、ならびに追加物、更新プログラム、インターネットベース サービス、およびサポート サービスに関する使用条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

8. 準拠法。

a. 日本。お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本ライセンス条項は日本法に準拠するものとします。

b. 米国。お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、アメリカ合衆国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。

c. 日本及び米国以外。お客様が本ソフトウェアを日本国及びアメリカ合衆国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。

9. 法的効力。本ライセンス条項は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、国によっては、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得された第三者に関する権利を有する場合があります。本ライセンス条項は、お客様の国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

10. 免責。本ソフトウェアは "現状のまま" ライセンス供与されます。お客様は、本ソフトウェアの使用に関するリスクを負うものとします。マイクロソフトは他の明示的な保証は一切いたしません。本ライセンス条項が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。法律上許容される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性に関する黙示の保証については一切責任を負いません。

11. 救済手段および責任の制限および除外。マイクロソフトおよびその供給者の責任は、700 円を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

\* 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者のプログラムに関連した事項

\* 契約違反、保証違反、無過失責任、過失または不法行為 (適用法で許可されている範囲において)

マイクロソフトがこのような損害の可能性について知っていた場合または知り得た場合も、この制限は適用されます。上記の制限または除外は、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限を認めないため、適用されない場合があります。